

## 被災者生活再建支援金を申請される方へ

★申請に必要な添付書類（基礎支援の場合）は下記のとおりです。

必要書類については、コピーを受付ですることもできますので、申請の際に  
申出ください。

- 罹災証明書

- 住民票の写し（被災時点の住所、世帯構成、世帯主、続柄等がわかる世  
帯全員分の住民票）

※個人番号（マイナンバー）記載により添付を省略できます。

- 預金通帳の写し

※公金受取口座を設定している場合は添付を省略できます。

※銀行・支店名、預金種目、口座番号、受給者本人のカナ名義の記載があ  
るものがあれば代用可能です。例：ネット銀行のスクリーンショットなど。

★特に、次のことに、ご注意ください。

- 世帯主以外の被災時同一世帯員が支援金の申請、受給することは原則でき  
ません。しかし、やむを得ない事由等により被災時同一世帯員の受給とし  
た場合は、委任状等が必要になります。

また、委任できるのは被災時同一世帯員のみであり、親子でも被災時別世帯  
員の場合は委任することはできません。

- 被災住宅の住所に住民票を置いていなかった場合、被災住所に生活の本拠  
があつたことがわかる証明書類（使用場所が記載され被災日を含む使用実績  
がある公共料金領収書写しや、自治会長または民生委員による居住証明書  
等）が必要です。

### 住所が変更した場合について

※中規模半壊世帯、半壊世帯については、下記流れが異なります。  
窓口にてご相談ください。

- ・申請後、本市より、申請書を国（都道府県センター）に送付し、都道府  
県センターにおいて最終審査を経て、支給要件に合致した場合は、同法人  
から支給通知書が送付され、被災世帯主名義の金融機関口座に支援金が振  
り込まれます。

・そのため、申請後、住所変更があれば、必ず下記の対応をお願いします。

- 郵便局にて転居届の手続きをお願いします。

- （避難所が開設している場合）

避難所に避難されている方で、避難所にて受け取りを希望される方は、郵  
便局に、その旨をお知らせください。

# 被災者生活再建支援金のご案内

被災者生活再建支援金は、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するために支給されるものです。

※国制度に加え、半壊および中規模半壊については、市および大分県の独自制度で支給を行っています。

## 1 被災者生活再建支援金の概要

### ■ 支援金の種類

- ① 基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金
- ② 加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金

### ■ 支給対象世帯

- |                        |               |
|------------------------|---------------|
| ① 全壊世帯 ※ 1             | ④ 大規模半壊世帯 ※ 1 |
| ② 解体世帯（半壊解体・敷地被害解体）※ 2 | ⑤ 中規模半壊世帯 ※ 1 |
| ③ 長期避難世帯 ※ 3           | ⑥ 半壊世帯※ 1     |

※ 1 住家の被害程度を示す「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」は本市が発行する罹災証明書に記載があります。

※ 2 住家の被害程度が「大規模半壊」、「半壊」又は「中規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険である場合や修理に高額な費用が生じる場合等、災害起因のやむを得ない理由により解体した場合が対象となります。

なお、罹災判定を受けた住宅の一部解体は対象外であり、すべて解体（全部解体）しなければ対象となりません。

※ 3 長期避難世帯の認定は、避難指示等が解除される見通しがない場合などに大分県が行います。（12月2日現在、長期避難世帯の認定はありません）

### ■ 申請期間

区分	①基礎支援金	②加算支援金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から37ヶ月の間

※申請期限の詳細は、後日、市ホームページでお知らせします。

※やむを得ない事情があると認められる場合は、申請期間延長される場合がありますので、その際は市ホームページでお知らせします。

## ■ 支給額

(万円)

区分	①基礎支援金	住宅の再建方法	②加算支援金	合計 (①+②)
複数世帯 (被災時世帯の 人数が2人以上)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200
			補修	100
			賃借	50
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200
			補修	100
			賃借	50
	中規模半壊世帯 半壊世帯	50	建設・購入	100
			補修	80
			賃借	50
単数世帯 (被災時世帯の 人数が1人)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入	150
			補修	75
			賃借	37.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150
			補修	75
			賃借	37.5
	中規模半壊世帯 半壊世帯	37.5	建設・購入	75
			補修	60
			賃借	37.5

## 2 申請手続きから支給までの流れ

※中規模半壊の基礎支援金および半壊の方の支給までの流れは異なります。窓口でご相談ください。

- ① 申請書に必要書類を添えて、本市の窓口にて被災世帯主が対面、郵送のうちいずれかの方法により提出



- ② 本市の確認作業後、大分県へ送付



- ③ 大分県の確認作業後、(公財)都道府県センター(被災者生活再建支援法人)へ送付



- ④ (公財)都道府県センターにおいて最終審査を経て、支給要件に合致した場合は同法人から支給通知書が送付され、被災世帯主名義の金融機関口座へ支援金をお振込

### 注意!

- ・単数世帯の方や被災世帯全員が支給を受ける前(申請後も含む)に亡くなられた場合は支給されません。(支援金申請の権利は相続の対象外)
- ・支給要件に該当しなくなった場合、その他不正な受領が発覚した場合等は同法人から返還請求を行います。

### 3 申請書類

被災世帯主が申請書に必要事項を記入し、以下の必要な書類を添付した上で提出してください。

#### ■ 基礎支援金の場合

##### 必要書類

###### ① 罹災証明書※

※長期避難世帯として申請される場合は、罹災証明書の代わりに長期避難証明書類  
(12月2日現在、長期避難世帯の認定はありません)

以下②は、申請書に被災時世帯主の個人番号（マイナンバー）を記載すれば被災時世帯主、世帯員及び生計を一にする同住所の方の分の住民票添付を省略できます。

###### ② 住民票の写し

・被災時点の住所、世帯構成、世帯主、続柄等がわかる世帯全員分の住民票が必要です。

○ 被災時から転居や世帯分離等により世帯が異動していない場合

→ 世帯票

○ 被災後に同一市内転居や世帯分離等世帯に異動が生じている場合

→ 改製原住民票（履歴入り個人票、住民票抄本）

○ 被災後に別の自治体へ転出した場合

→ 除票（被災後当該自治体内で転居があった場合はその履歴を含む除票）

以下③は、申請書の「公金受取口座を利用する」に□をし、被災時世帯主（又は同一世帯員）の個人番号（マイナンバー）を記載すれば受給者に係る預金通帳の写し添付を省略できます。

※公金受取口座利用希望の場合は、事前に公金受取口座が登録されていることをご確認ください。

###### ③ 預金通帳の写し（申請者用意）

・金融機関名、支店名、預金種目、口座番号（ゆうちょ銀行の場合は記号、番号）

口座名義人（被災時世帯主又は同一世帯員）の個人名義フリガナがわかるもの

##### 半壊解体世帯申請の場合の追加必要書類

###### ④ 滅失登記簿謄本（法務局発行）など

##### 敷地被害解体世帯申請の場合の追加必要書類

###### ④ 滅失登記簿謄本（法務局発行）など

###### ⑤ 敷地被害証明書類（宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真等）

#### ■ 加算支援金の場合（中規模半壊世帯の場合は上記①～③の書類が必要です）

##### 必要書類

###### ⑥ 契約書等の写し（工事請負契約書、不動産売買契約書、建物賃貸借契約書 等）

「補修」区分で契約を締結しない場合

→ 見積書+領収書、注文書+注文請書 等

	全壊世帯	解体世帯		長期避難世帯	大規模半壊世帯	中規模半壊世帯	半壊世帯
		半壊解体世帯	敷地被害解体世帯				
基礎支援金	罹災証明書	○	○	○	※2	○	○
	長期避難世帯証明書				○		
	住民票の写し ※1	○	○	○	○	○	○
	預金通帳の写し ※1	○	○	○	○	○	○
	解体証明書 又は滅失登記簿謄本		○	○	※2		
	敷地被害証明書類			○	※2		
加算支援金 (中規模半壊世帯の場合、上記の書類が再度必要)	契約書等の写し	○	○	○	○※2	○	○

※1 個人番号（マイナンバー）記載により添付を省略できます。

ただし、情報連携エラー等の場合、提出を求める場合もありますので、予めご了承ください。

※2 長期避難世帯の認定期間中、認定地域を再建先とした加算支援金の申請はできません。

また、長期避難世帯の認定解除後に加算支援金を申請する場合、住宅の被害程度に応じて支援対象世帯となるか判断されますので、罹災証明書等の提出が併せて必要です。

#### 4 留意事項

- ・先に基礎支援金のみ申請を行うことも、基礎及び加算支援金同時に申請を行うことも可能です。
- ・住宅の所有者であっても、実際に生活の本拠として居住していない場合は対象となりません。  
また、加算支援金で申請の再建先に居住しない場合も同様です。
- ・加算支援金について、被災直後一時的にアパートを借り、その後申請期限内に新築する場合、「賃借」を申請、受給した後に「建設・購入」として2回目の申請を行うことができます。  
(この場合、2回目は「賃借」と「建設・購入」の差額金額を申請、受給することになります。)
- ・「建設・購入」、「補修」のどちらかで申請した場合、生活再建は完了したとみなしますので、「補修」で申請、受給した場合、その後「建設・購入」の差額申請はできません。

#### 【申請に関する個別のお問い合わせ、郵送先はこちら】

お問い合わせ先：大分市役所 福祉保健課 097-537-5996

郵送先：〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所 福祉保健課